

令和4年度第3回青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会議事録

日 時：令和5年1月19日（木）午後1時30分～午後3時2分

場 所：青梅市役所議会棟第3委員会室

出席者：委 員 石川芳彦、田邊幸司、原島和久、小林達也、酒井啓友
（敬称略）高橋正則、多田慎太郎

事務局 谷合総務部長、茂木文書法制課長
大西情報公開文書係長

説明員 森田議会事務局次長、和久井議会事務局庶務係長

1 開会

2 諮問事項

- (1) 青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- (2) 青梅市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

質疑応答

質 問	回 答
議会は条例の施行状況の公表を行うか。	毎年度、条例の施行状況の概要を公表することを予定している。
保有個人情報取扱事務登録簿の青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会への報告は義務規定でよいか。また、どのような場合に報告するのか。	従来どおり審議会への報告を予定しており、保有個人情報取扱事務の開始、変更および廃止の場合は審議会に報告する。
保有個人情報取扱事務登録簿に疑義が生じた際、個人情報保護委員会との関りはあるか。	個人情報保護委員会への報告事項ではないが、個人情報の取扱いについては必要に応じて調整を図り対応していく。
両条例の諮問事項の内容に差異があるが異なる対応を想定しているのか。	両条例の調整を図り、同様な対応となるよう検討する。
審議会を廃止する自治体はあるか。	多くの自治体では継続して存続しているが、一部の自治体では廃止している。
施行条例という名称の条例は他にあるか。	現行の条例の中では施行条例という名称の条例はない。

採決

次に掲げる事項を反映させ、両条例を制定することを適当と認める。

- (1) 青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例および青梅市議会の個人情報の保護に関する条例の整合を図ること。
- (2) 保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更および廃止した場合には当審議会へ報告することを明確に規定すること。

3 その他

事務局より次回審議会開催（5月～6月頃）の報告を行った。

4 閉会